

令和8年10月1日

求職活動等におけるセクシャルハラスメントに関する基本方針

社会福祉法人 北杜市社会福祉協議会

北杜市社会福祉協議会（以下「当会」といいます。）は、職員の採用活動等（対面のみならず SNS 等のオンラインを介したものや、オープンカンパニー等への参加、教育実習等の実習受講も含む。）において、すべての求職者等が安心して採用試験の受験や当会への求職活動等を行うことができるよう、職員による求職者等に対するセクシャルハラスメント行為を禁止するとともに、必要な措置を講じます。

1. 求職活動等におけるセクシャルハラスメントの内容

当会は、職員が性的な言動により、求職者等に不快感を与え、求職活動等を阻害する行為を禁止します。具体的には、次のような行為がセクシャルハラスメントに該当します。

- ① 容姿及び身体上の特徴に関する不必要な発言
- ② 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問
- ③ わいせつ図画の閲覧、配付、掲示
- ④ うわさの流布
- ⑤ 不必要な身体への接触
- ⑥ プライバシーの侵害
- ⑦ 性的な言動により、他の従業員の就業意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
- ⑧ 交際・性的関係の強要
- ⑨ 性的な言動への抗議又は拒否等を行った従業員に対して、解雇、不当な人事考課、配置転換等の不利益を与える行為
- ⑩ その他、相手方及び他の従業員に不快感を与える性的な言動

2. 求職活動等におけるセクシャルハラスメントが発生した場合の対応方針

- ① 求職活動等におけるセクシャルハラスメントが生じた事実を確認した場合は、速やかに被害者の意向を踏まえて配慮措置（担当の変更、謝罪等）を行います。
- ② セクシャルハラスメント行為を行った職員に対しては、事実関係を確認のうえ、就業規則に基づき、厳正に対処します。
- ③ 対応に際しては、当事者のプライバシーに配慮するとともに、職員が事実関係の確認等に協力したこと等を理由に、不利益な取扱いはい行いません。

3. 相談及び苦情対応窓口

総務課 電話番号：0551-47-5202（平日 8 時 30 分～17 時 30 分）
e-mail：h-shakyo@ap.wakwak.com